

## 入学選考に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立鶴舞看護専門学校管理規則(以下「管理規則」という。)第6条及び千葉県立鶴舞看護専門学校学則第11条の規定に基づく入学者の選考に関する必要な事項を定めるものとする。

(入学試験の方法等)

第2条 入学試験の期日、実施場所、試験科目、その他入学試験に関する必要な事項は、入試委員会で検討し、運営会議の協議を経て決定する。

2 選考の方法は、一般入学試験、推薦入学試験とする。

3 第1項により決定された事項は、県報に登載するほか、募集要項、募集用パンフレット(学校案内)等により、あらかじめ公告するものとする。

(入学願書等の受付)

第3条 入学願書及び提出書類は、校長が指定した受付期間内に庶務教務課で受理する。

(入学試験の問題作成及び採点)

第4条 入学試験の問題作成は、校長が委嘱した出題委員により行う。

2 入学試験の問題作成及び保管は、細心の注意をはらい秘密保持に努めなければならない。

3 出題委員は、試験実施後速やかに出題科目の採点を行うものとする。

(入学者の選考)

第5条 入学者の選考は、別に定める入学試験選考基準に基づき、入試委員会における入学選考試験合否判定会議において決定し、校長がこれを許可する。

2 入試委員会並びに入学試験選考基準に関する事項は別に定める。

(合格者の発表)

第6条 校長は、別に定める期日に合格者を発表する。

2 合格者の発表は、本校内に掲示するとともに本人宛に合格通知を郵送する。

(入学手続き)

第7条 入学試験に合格した者は、校長が指定する期日までに保証人を定め、当該保証人と連署した誓約書等入学に必要な書類を校長に提出しなければならない。

(附 則)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年8月7日から施行する。